

一般会計等財務書類に係る注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・再調達価格

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達価格

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

②無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達価格

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券・・・償却原価法（定額法）

②満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの・・・取得原価（又は償却原価法（定額法））

③出資金

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの・・・出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（美術品、骨董品を除く）・・・定額法

②無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不能欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

②賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

③退職手当引当金

職員の退職給付に備えるため、本年度末における退職手当の自己都合要支給額に相当する金額を計上しています。

④投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価格が著しく低下した場合における実質価格と取得価格との差額を計上しています。

⑤損失補償引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号）に基づき計上しています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含む）を資金の範囲としています。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価格又は見積価格が原則50万円以上（美術品は取得価格に関わらず、すべて）の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについては、当町が所有するシステムすべてを計上しています。

②消費税の会計処理

税込方式により計上しています。

2. 重要な会計方針の変更

該当ありません。

3. 重要な後発事象

該当ありません。

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失保証債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務に対し、補償を行なっているものはありません。

(2) 係争中の訴訟等

該当ありません。

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められている事項

①一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

1. 一般会計

2. 坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計

②地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化診断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.0%	12.2%

⑤利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
該当ありません。

⑥繰越事業に係る将来の支出予定額
繰越明許費 15,709 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

①売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。
該当ありません。

②減債基金に係る積立不足額
該当ありません。

③基金繰入金（繰替運用）
該当ありません。

④地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 5,330,520 千円

⑤地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	5,260,011 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	696,850 千円
将来負担額	8,441,413 千円
充当可能基金額	2,322,389 千円
特定財源見込額	227,665 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	5,330,520 千円

⑥地方自治法第 234 条に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
該当ありません。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

②余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支（プライマリーバランス） 1, 025, 599千円

②既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	9,791,859千円	9,219,342千円
財務書類の対象となる会計の範囲の 相違に伴う差額	177,668千円	177,668千円
相殺消去額	109,408千円	109,408千円
繰越金に伴う差額	450,699千円	
資金収支計算書	9,409,420千円	9,287,601千円

歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は「坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計」および「相殺消去額」の分だけ相違します。

また、繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	1, 459, 083千円
投資活動収入の国県等補助金収入	202, 285千円
未収債権額の増減額	2, 317千円
その他の資産・負債の増減額	0千円
減価償却費	△1, 460, 386千円
賞与等引当金繰入額（増減額）	208千円
退職手当引当金繰入金（増減額）	△149, 538千円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	△557千円
資産除売却益（利益－損失）	3, 831千円

純資産変動計算書の本年度差額 57, 243千円

④一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	600, 000千円
一時借入金に係る利子	738千円

⑤重要な非資産取引

該当ありません。